平成２５年（フ）第３１５号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢178番地６
債務者　深澤　　徹
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
長野県安曇野市掘金烏川2359番地１
債務者　鈴木　一光
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６１２号
名古屋市中川区吉津４丁目1223番地　ライオンズマンション吉津403号
債務者　眞田　洋平
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６８３号
愛知県あま市本郷四反田29番地　アンジュ103号
債務者　小河　由佳
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９２号
三重県鈴鹿市須賀３－４－30、住民票上の住所三重県鈴鹿市石薬師町2457番地の186
債務者　野呂　榮子
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０２号
大津市葛川中村町517番地の１
債務者　谷村　貴史
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２６３号
滋賀県草津市草津町1865番地12
債務者　山口　雄大
1　決定年月日時　平成25年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
鳥取県鳥取市吉方183番地３　コーポサンシティ102号、旧住所鳥取県倉吉市和田東町202番地15
債務者　竹森　久詞
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１７号
鳥取県鳥取市雲山301番地２　グレースフルⅠ103号、旧住所鳥取県鳥取市国府町宮下1060番地２
債務者　村田　久利
1　決定年月日時　平成25年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３０号
広島市中区堺町２丁目４番14―403号
債務者　関原登志雄
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８１号
広島市東区戸坂山根１丁目25番28号
債務者　春井　孝次
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８２号
広島市東区戸坂山根１丁目25番29号
債務者　春井　裕次
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３６号
広島県東広島市黒瀬町丸山1185番地
債務者　中原　恵美（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３９号
広島市安佐北区可部東４丁目14番５―101号、申立時の住所広島市安佐北区可部町大字上町屋868番地の７
債務者　山岡　敬幸
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４６号
広島市安佐北区口田南２丁目25番15―506号
債務者　上向井幸子
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５２号
広島市南区皆実町３丁目６番７―102号　８号棟
債務者　芝　　一史
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月16日まで
広島地方裁判所民事第４部